

特定退職金共済制度

福利厚生は、まず「退職金制度」の確立から

☆制度の特色

中小企業でも大企業並みの退職金が容易に、また、計画的に準備できます。

☆税法上の特色

この制度は、所得税法施行令第 73 条に定める「特定退職金共済制度」として国の承認を得ています。事業主が負担する掛金は、1 人月額掛金は、1,000 円（1 口）から 30,000 円（30 口）まで損金または、必要経費に計上でき、従業員の給与所得にもなりません。（法人税法施行令第 135 条、所得税法施行令第 64 条）

☆加入資格

商工会議所の地区内にある事業主（事業所）であれば、だれでも従業員を加入させることができます。この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合には、全従業員を加入させるようにしなければなりません。（ただし 14 歳 7 ヶ月から 65 歳 6 ヶ月までの方）また、従業員の「加入同意」が必要となります。事業主、役員（使用人兼務役員は除く）もしくは事業主と生計を一にする親族は、この制度に加入できません。

☆制度について

この制度は、商工会議所が下記委託保険会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づき運営しています。

- 委託保険会社
大同生命保険会社（事務幹事会社）
アクサ生命保険株式会社
- 事務委託会社
日本システム収納株式会社

詳しくは下松商工会議所にお問い合わせください。

- 下松商工会議所 下松市新川二丁目 1 - 3 8 TEL : 0833-41-1070